

中小企業等対象 公的支援制度のご案内

「中小企業等経営強化法」が施行され、それに基づき「経営力向上計画」を申請し認定を受けた事業者は、その支援措置として法人税の優遇措置や各種金融支援等が受けられます。また、「生産性向上特別措置法」が施行され、それに基づき「導入促進基本計画」の認定を受けた市区町村に「先端設備導入計画」を申請し認定を受けた事業者は、その支援措置として固定資産税の軽減措置が受けられます。

ホクショーの垂直搬送システム(垂直往復搬送機の特定機種)は、上記制度の要件である生産性向上設備および先端設備等の適用機種となっており、各申請手続きに必要な証明書が(一社)日本産業機械工業会より発行されます。●**証明書につきましては、ご下命後、当社にて証明書発行の申請手続きをいたします。**この機会に、工場や物流センター等で広く使用されている垂直搬送機の導入を是非ともご検討ください。

【垂直搬送機の適用機種につきましては裏面をご覧ください】

「経営強化法」による支援制度

中小企業等経営強化法における経営力向上設備等取得に関する税制措置の概要

国(事業分野別の主務大臣)に「**経営力向上計画**」を策定申請し、その認定を受けることが前提です。

■「経営力向上計画」の策定に関して、**経営革新等支援機関**(国の認定を受けた商工会議所、金融機関、税理士法人等)のサポートが受けられます。

■**経営革新等支援機関**につきましては、
中小企業庁ウェブサイト「**経営革新等支援機関認定一覧**について」にてご確認ください。

中小企業庁ウェブサイト:
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

| | |
|------------------------------|---|
| 税制措置 | <p>【中小企業経営強化税制】 法人税(個人事業主の場合は所得税)について、即時償却または取得価額の10%(※)の税額控除が選択適用できる ※資本金3000万円超1億円以下の法人は7%</p> <p>注)税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業、農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。</p> |
| 指定期間 | 平成29年4月1日～令和3年3月31日 |
| 中小企業者等(青色申告者) | <ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ・協同組合等 <p>▲中小企業者等の詳細につきましては、中小企業庁ウェブサイト「経営強化による支援」にてご確認ください。</p> |
| 生産性向上設備(A類型)の要件 | <p>①一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はありません)</p> <p>②経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備</p> <p>●要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。</p> <p>●証明書につきましては、ご下命後、当社にて証明書の申請手続きをいたします。 注)証明書の発行には3～4週間程度かかります。</p> <p>▲収益力強化設備(B類型)の詳細につきましては、中小企業庁ウェブサイト「経営強化法による支援」にてご確認ください。</p> |
| 【垂直搬送機の適用機種につきましては裏面をご覧ください】 | |
| 生産性向上設備(A類型)その他の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するものであること ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産ではないこと等 <p>注)「経営力向上計画」の認定を受けた後、指定期間内に取得する必要があります。</p> |
| 生産性向上設備(A類型)の種類 | <p>機械装置 最低価額(1台1基または一の取得価額):160万円以上 販売開始時期:10年以内</p> <p>▲他の種類[測定工具および検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア]についての詳細につきましては、中小企業庁ウェブサイト「経営強化法による支援」にてご確認ください。</p> |
| 指定事業 | <p>農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨運業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>注1)中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。</p> <p>注2)電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象になりません。</p> <p>注3)風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。</p> |

※上記内容は、中小企業庁が作成(平成31年4月25日版)した手引きの内容を抜粋したものです。内容は予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁ウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください。

■「**経営力向上計画**」の詳細につきましては、
中小企業庁ウェブサイト「**経営強化法による支援**」にてご確認ください。

中小企業庁ウェブサイト:

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

■「**中小企業投資促進税制**」および「**商業・サービス業・農林水産業活性化税制**」の詳細につきましては、中小企業庁ウェブサイトにてご確認ください。

中小企業庁ウェブサイト:<https://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

「生産性向上特別措置法」による支援制度

生産性向上特別措置法における先端設備等導入に関する税制支援の概要

事業所の所在する自治体(市区町村)が、国から「**導入促進基本計画**」の同意を得ていることが前提です。

■「**導入促進基本計画**」の同意を得た自治体(市区町村)の同意状況については、中小企業庁および各経済産業局のウェブサイトを確認することができます。



経営革新等支援機関(国の認定を受けた商工会議所、金融機関、税理士法人等)に「**先端設備等導入計画**」を策定し、事前確認をすることが必須です。

■**経営革新等支援機関**につきましては、
中小企業庁ウェブサイト「**経営革新等支援機関認定一覧**について」にてご確認ください。

中小企業庁ウェブサイト:

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>



「**導入促進基本計画**」の同意を得ている自治体(市区町村)に「**先端設備等導入計画**」を申請し、認定を受けることが必要です。

■「**先端設備等導入計画**」を申請・認定を受ける自治体(市区町村)のホームページもご確認ください。

| | |
|------------------------------|--|
| 税制措置 | <p>【固定資産税等の課税標準の特例】 新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市区町村が定めた割合に軽減される</p> |
| 適用期間 | 平成30年6月6日～令和3年3月31日 |
| 中小企業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p>注)以下の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。</p> <p>①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金または出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人</p> <p>②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人</p> <p>▲中小企業者等の詳細につきましては、中小企業庁ウェブサイト「生産性向上特別措置法による支援」にてご確認ください。</p> |
| 先端設備等の要件(①、②の要件を満たすもの) | <p>①一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はありません)</p> <p>②生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備</p> <p>●要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。</p> <p>●証明書につきましては、ご下命後、当社にて証明書の申請手続きをいたします。 注)証明書の発行には3～4週間程度かかります。</p> |
| 【垂直搬送機の適用機種につきましては裏面をご覧ください】 | |
| 先端設備等その他の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・中古資産ではないこと等 <p>注)「先端設備等導入計画」の認定を受けた後、適用期間内に取得する必要があります。</p> |
| 先端設備等の種類 | <p>機械装置 最低価額(1台1基または一の取得価額):160万円以上 販売開始時期:10年以内</p> <p>▲他の種類[測定工具および検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア]についての詳細につきましては、中小企業庁ウェブサイト「生産性向上特別措置法による支援」にてご確認ください。</p> <p>注)対象となり得る設備の種類につきましては、市区町村が策定する「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。</p> |

※上記内容は、中小企業庁が作成(平成31年4月版)した手引きの内容を抜粋したものです。内容は予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁ウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください。

■「**先端設備等導入計画**」の詳細につきましては、
中小企業庁ウェブサイト「**生産性向上特別措置法による支援**」にてご確認ください。

中小企業庁ウェブサイト:

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

適用対象機種(垂直往復搬送機「オートレーター」各機種)のご紹介

垂直往復搬送機「オートレーター」は、垂直方向に往復(上昇・下降)する荷受台に荷物を載せて上下階へ搬送するもので、自動搬入出機構を備えているため安全に作業が行なえます。但し、荷物専用の自動搬送機(垂直コンベヤ)ですので、**人は絶対に乗れません。**

また、昇降機(エレベーター)としての取り扱いを受けないことから、建築基準法および労働安全衛生法の適用を受けないため、設置する際に官庁への届け出も不要で設置後の確認検査・法定定期点検も不要です。

新設・既設を問わず容易に設置でき、ランニングコストも安価となる垂直往復搬送機「オートレーター」を是非ともご検討ください。

パレット搬送用 オートレーターVシリーズ ※「E-VEAS」または「VEAS」対応



〈パレット搬送用〉省エネ制御垂直往復搬送機

※ チェーン昇降式 ベルト昇降式

オートレーターV **大型** **AEWV** 【最大搬送重量 ~3000kg】

低上部 **AVWV** 【最大搬送重量 ~2000kg】

パレット **オートレーターV** **大型** **AEWV** 【最大搬送重量 ~1000kg】

多階層の物流倉庫・配送センターや工場などにおける重量物(パレット)搬送用の垂直搬送システムです。(天井高さが低い現場にも設置できます)これに起動電力アシストシステム「E-VEAS」を組み込み、最大50%の大幅な省電力を実現した機種です。さらに、停電が発生しても下降運転を継続できるBCPIに対応したシステムです。



台車搬送用 オートレーター ※「VEAS」対応

〈台車搬送用〉省エネ制御垂直往復搬送機

台車 **オートレーターV** **大型** **AECWV** 【最大搬送重量 ~1000kg】

パレットフリー オートレーターVシリーズ ※「VEAS」対応



〈パレットフリー〉省エネ制御垂直往復搬送機

オートレーターV **大型** **フロア循環 AENWV** 【最大搬送重量 ~1500kg】

低上部 **フロア循環 AVNWV** 【最大搬送重量 ~1500kg】

フロア循環Eタイプ AEEWV 【最大搬送重量 ~2000kg】

低上部 **フロア循環Eタイプ AVEWV** 【最大搬送重量 ~1500kg】

パレット循環 AEPWV 【最大搬送重量 ~2000kg】

多階層の物流倉庫・配送センターや工場などにおける重量物(パレット・台車・袋物兼用)搬送用の垂直搬送システムです。(天井高さが低い現場にも設置できます)これに起動電力アシストシステム「VEAS」を組み込み、最大38%の省電力を実現した機種です。

荷姿フリー シャトルオートレーターシリーズ



〈荷姿フリー〉垂直往復シャトル搬送機

シャトル **オートレーター** **中型** **LZSW** 【最大搬送重量 ~500kg】

大型 **LZSH** 【最大搬送重量 ~1000kg】

2階層の販売店倉庫・問屋倉庫や中小規模の工場などにおける重量物(パレット・台車・袋物兼用)搬送用の垂直搬送システムです。最高水準の安全配慮機能を備えており、違法設置エレベーター(簡易リフト)などの入れ替え機種に最適です。(天井高さが低い現場にも設置できます)

※製品の詳細につきましてはカタログをご請求ください。(当社ウェブサイトの資料請求ページよりご請求ください)
お急ぎの場合は、最寄りの支店・営業所までお電話にてご請求ください。



最適なモノの流れを創造する

ホクショー株式会社

<https://www.hokusho.co.jp>

最新情報はウェブで

ホクショー

検索

本社
〒920-8711 石川県金沢市示野町16
TEL.076-267-3111(代) FAX.076-268-2241
白山工場
〒924-0004 石川県白山市旭丘3-17
TEL.076-275-7711(代) FAX.076-275-7171

東京支店
TEL.03-5719-7011(代) FAX.03-5719-7017
大阪支店
TEL.06-6543-2771(代) FAX.06-6543-2776
名古屋支店
TEL.052-932-2781(代) FAX.052-932-2920

北陸支店
TEL.076-267-3333 FAX.076-267-3317
神奈川営業所
TEL.046-231-3212(代) FAX.046-231-3985
九州出張所
TEL.092-718-3321 FAX.092-718-3323

※発行：ホクショー株式会社 営業本部
※内容の一部または全部を許可なく複製・改変し使用することを禁止します。
※仕様は予告なく変更することがありますので、予めご了承ください。

